

監査委員公表第650号

令和元年12月3日付け監査第647号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月6日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・福祉保健部)		
医療政策課	令和元年7月10日、 8月6日	<p>指摘事項①</p> <p>小児救急医療対策事業費補助金(概算払)について、2か年度続けて額の確定が補助金交付要綱に定められた実績報告書の提出期限から6か月以上経過して行われているほか、間接補助事業者への支出書類に不備があるため事業の完了が確認できないにもかかわらず額の確定を行っている事例が確認された。</p> <p>措置状況①</p> <p>実績報告書の提出期限の遵守及び書類不備の防止のため、補助事業者に対し文書通知による注意喚起を行うとともに、過去の事例を踏まえたチェックシートを作成のうえ送付し、補助事業者における確認を徹底するよう指導する。</p> <p>指摘事項②</p> <p>災害医療体制整備推進事業費補助金(精算払)について、補助金交付要綱に定められた検査調書等が全ての補助事業者から提出されていないにもかかわらず、額の確定及び支払いを行っている事例が確認された。</p> <p>措置状況②</p> <p>今後、新規事業を実施する際は、交付要綱を速やかに作成するとともに、実績報告書の提出期限の遵守を徹底する。</p>
高齢者福祉課	令和元年7月11日、 8月6日	<p>指摘事項①</p> <p>複数事業所連携事業費補助金について、実績報告書が監査日現在において未だ提出されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p>

		<p>実績報告書を未提出の実施主体に対し、報告書の作成指導等を行い、その後、全ての実施主体から実績報告書が提出されている。</p> <p>なお、今年度においては、補助事業の開始時点から各実施主体に対し、補助事業の事務処理に関する資料を配付し、説明を行っている。</p> <p>また、随時、電話連絡やメールを送付し、事業進捗状況の把握と適正な事務処理の実施を指導しており、実績報告書の提出期限の厳守を併せて徹底している。</p> <p>指摘事項②</p> <p>複数事業所連携研修事業コーディネーター業務委託について、委託業務の実績の確認がなされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>コーディネーターの活動内容については、平素から電話やメールにより確認していたところであるが、その後、コーディネーターの活動記録を基に追加の報告書の提出を受託先から受け、改めて事業実績の確認を行った。</p> <p>また、今後も、コーディネーターとの連絡・連携を密にし、実績報告書において、活動実績の記載漏れが無いよう注意するとともに、事業効果が一層向上するよう努める。</p>
(知事部局・生活環境部)		
<p>循環社会推進課</p>	<p>令和元年6月24日、 7月29日</p>	<p>指摘事項</p> <p>産業廃棄物処理業者施設管理システム開発委託について、履行確認が不十分であったため業務に支障が生じ、改修を別の委託契約において実施している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>システムを導入する場合は、導入後に混乱が生じないように、十分に試験運用期間を設けるとともに、利用者に対する周知を行うよう徹底していく。</p> <p>また、関係課とこれまで以上に緊密に連携をとり、適切な執行管理に努める。</p>
(知事部局・農林水産部)		
<p>水産振興課</p>	<p>令和元年8月5日、 8月26日</p>	<p>指摘事項</p> <p>大分県漁業マイスター制度事業費補助事業について、補助事業の履行確認が不十分であったため、年度末までに履行が完了していないもの</p>

		<p>に係る費用を含めて額の確定を行ない、補助金の精算払をしている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>補助事業実施者に対して、年度末までに間接補助対象者への支払いを完了すること、補助事業の完了確認を行うための実績報告書には支払終了が確認できる書類を添付することを指導した。</p> <p>また、補助事業の履行確認の際には、複数の職員で確認することを徹底した。</p>
(知事部局・土木建築部)		
施設整備課	令和元年7月19日、 8月9日	<p>指摘事項</p> <p>会計書類の保管について、平成29年度定期監査において注意事項とされているが、措置状況のとおり事務事業が行われている状況が確認できず、適切な保管がなされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>管理簿への記入を注意喚起するため、キャビネットにシール貼付するとともに、課内会議等で会計書類の適切な保管について、改めて周知徹底を行った。</p> <p>また、「設計書持出確認表」に所属長の決裁欄や持出日の記入欄を設けるなど様式を変更し、「設計書持出(貸出)管理簿」に改めた。</p>
(企業局)		
企業局	令和元年6月4日から6月6日まで、6月24日	<p>指摘事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>交通事故防止については、随時、局長から全所属長に対し、職員を指導するよう指示しているが、事故後、改めて交通法規の遵守と交通事故防止の全職員への徹底を指示した。</p> <p>なお、職員の注意不足を原因とする100%過失の交通事故1件については、当該職員を嚴重注意の処分とした(令和元年10月28日付け)。</p> <p>また、企業局では、毎年、職員を対象に交通安全講習会を開催しているが、今年度からは非常勤職員も含む全職員の受講を義務づけ、安全運転意識の徹底を図った。(令和元年11月22日及び12月9日の2回開催)</p>

(教育庁)		
教育財務課	令和元年7月3日、 8月5日	<p>指摘事項</p> <p>県立学校統合ファイルサーバシステム賃借契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用対象であるにもかかわらず、必要な手続が行われていなかった事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>契約事務に携わる職員全員に、審査・指導室が作成した「特定調達契約(WT0)のてびき」を配布し、適用区分及び適用基準額について、再確認した。今後とも、適正な契約事務に努める。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・総務部)		
大分県東部振興局	令和元年6月4日から6月6日まで、6月21日	<p>注意事項</p> <p>森林保育事業に係る治山工事について、検査調書に記載された完成数量は出来高確認書に記載された数量よりも過小な当初設計の数量であるなど、検査が適正に行われていない事例などが確認された。</p> <p>措置状況</p> <p>最終実績数量については、指示・承諾・協議書等の書面により複数の者で確認するよう職員に周知した。</p> <p>また、設計変更が必要となる場合には、業者と書面による確認を行い、遅滞なく適正な処理を徹底する。</p>
大分県南部振興局	令和元年6月18日から6月20日まで、7月9日	<p>注意事項①</p> <p>E T Cカードの管理について、E T Cカード出納簿が作成されていなかった事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>E T Cカード出納簿を令和元年7月に作成するとともに、平成24年5月7日付け用度管財課通知に基づく適正な事務処理について、総務第一班職員に周知・徹底を行った。</p> <p>今後は、担当職員の引継書に明記するとともに、担当班総括による確認を年度当初に行うことにする。</p> <p>注意事項②</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生</p>

		<p>じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>昨年度、交通事故発生後に開催した局衛生委員会において、事故内容を共有し、安全運転の周知・徹底を行った。</p> <p>さらに今年度は、佐伯警察署の警察官を招いた交通安全講話を実施するとともに、「10分」「5秒」「3秒」の交通安全運動（10分前出発、5秒間の周辺確認、3秒間の車間距離）に取り組んでいる。</p> <p>今後もこれらの取組を積極的に行うとともに、令和元年9月30日付け人事課及び用度管財課連名通知（公用車の交通事故防止の徹底について）における衝突事故防止等の取組を徹底し、事故の再発防止に努める。</p>
大分県西部振興局	令和元年6月12日から6月14日まで、8月22日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事故を起こした職員には局長から嚴重注意をするとともに、事故防止に向けた取組として、全職員への交通安全啓発動画の配信、年2回の交通安全講習会の実施、局内部長会議における交通事故防止に向けた注意喚起、局内衛生委員会での交通安全を題材にした情報共有等を行った。</p> <p>本年度はこれらの取組に加え、職員の交通安全の意識醸成及び交通安全の知識の習得を図るため、下記についても取り組んでいる。</p> <p>ア 職員が自ら話し合い、部ごとに決定した、交通事故の具体的防止策を執務室内に掲示</p> <p>イ 月2回、事故防止啓発のための庁内放送を実施</p> <p>ウ 全公用車のダッシュボード等に駐車時や車間距離確保についての注意喚起を貼付</p> <p>エ 管内の危険箇所等を示したマップの作成</p> <p>今後もこれらの取組を積極的に行うとともに、令和元年9月30日付け人事課及び用度管財課連名通知（公用車の交通事故防止の徹底について）における衝突事故防止等の取組を徹底し、事故の再発防止に努める。</p>
(知事部局・企画振興部)		
おおいた創生推進課	令和元年7月22日、8月21日	<p>注意事項</p> <p>大分県移住者店舗等開設支援事業費補助金につ</p>

		<p>いて、実績報告書で間接補助事業者への支払いの確認をせず、事業が完了していないにもかかわらず、額の確定を行っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況 補助事業者である市町村に対し、説明会にて当該年度内の支払いを徹底するよう指導するとともに同内容の文書を通知した。 今後は、補助金交付申請・実績報告等の各段階について、複数職員でのチェックの徹底強化を図り、同様の事例が発生しないよう努める。</p>
(知事部局・生活環境部)		
循環社会推進課	令和元年6月24日、 7月29日	<p>注意事項 大分県3R研究開発等事業費補助事業について、事業実績報告書の補助対象事業費に計上誤りがあったため、補助金を過大に交付している事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに返納処理を行った。 今後は、事業主体と緊密に連絡をとり、事業実施内容のより正確な確認を徹底するとともに、複数の職員で丁寧な書類チェックを行い、適正な執行管理に努める。</p>
防災局防災対策企画課	令和元年6月24日、 7月29日	<p>注意事項① 公用車の交通事故について、事故報告に係る処理が長期間なされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 「公用車等による交通事故処理要綱」を改めて確認するとともに、今回の事案を戒めとして活かしていけるよう確実に業務引継を実施する。 また、事故発生時及び発生後に必要な対応等を職員一人ひとりに再認識させるため、局内全職員を対象とした研修を実施するとともに、事故が発生した場合の連絡体制等を整理した「事故発生時連絡カード」を局内全職員に配布した。</p> <p>注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 事故を起こした職員には、安全運転を心がけることを堅く誓約させるとともに、局内全職員に今</p>

		<p>回の事故を周知し、同様の事故が発生することのないよう、注意喚起を行うとともに安全運転の励行を促した。</p>
(知事部局・商工観光労働部)		
工業振興課	令和元年6月26日、6月28日、9月4日	<p>注意事項</p> <p>消耗品の購入について、見積書を徴したうえで納品を受けたが、事業担当者が見積書を紛失し、さらに支出負担行為を整理しないまま失念・放置し、過年度に納品を受けたものを現年度予算で支出した事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>発注先より未払の連絡を受けて速やかに、当時の事業担当者及び経理担当者に事実確認を行い、現年度予算にて支払いを行った。</p> <p>今後は、発注先より見積書等の伝票を受け取った後に、ただちに経理担当者に提出することを徹底し、複数職員による確認を行うことで、再発防止を徹底する。</p>
(知事部局・農林水産部)		
おおいたブランド推進課	令和元年8月1日、8月26日	<p>注意事項</p> <p>食品企業連携産地拡大推進事業費補助事業について、間接補助事業者が機械リースに係る補助相当額としてリース会社に支払った額が消費税込みになっており、消費税を補助対象外とする補助金交付要綱等に反している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>消費税込みになっていた請求書を税抜きに修正し、補助相当額にかかる消費税については間接補助事業者からリース会社へ別途支払いをするための手続を進めているところである。</p> <p>今後の再発防止に向けて、事業事務の各段階における複数職員でのチェックの徹底・強化を図るとともに、補助事業者である市町村に対し、補助事業の要件やリース事業における補助対象経費の算定基準等について再度説明を徹底する。</p>
森林保全課	令和元年7月31日、8月27日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>乗車時の前後左右の安全確認、駐車時の複数名で乗車の場合は1人が降車し誘導する、1人で乗車の場合は車幅や駐車場周辺の状況を十分に確認</p>

		<p>して行うといった事故防止対策について注意喚起した。</p> <p>今後も交通法規の遵守を徹底し、引き続き財産の保全に努めるとともに、事故が発生した場合には速やかに適正な処理を行うこととする。</p>
(知事部局・土木建築部)		
河川課	令和元年7月17日、 8月8日	<p>注意事項</p> <p>時間外勤務手当について、時間外勤務をしているにもかかわらず、時間外勤務命令の事務処理を失念し、当該手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>未払いの時間外手当は、令和元年9月に本人あて支払いを行った。今後は、振替日を課及び職員の e - o f f i c e スケジュールに記載し見える化することにより、所属長、統括推進員、班総括の複数人でのチェック及び声掛を行い、職員の振替日における休暇の取得漏れを防ぐ。</p> <p>また、やむを得ず振替日に勤務させる場合は事前の時間外勤務命令を徹底する。併せて、勤務時間管理システムによる時間外勤務の把握を徹底する。</p>
豊後高田土木事務所	令和元年8月20日、 8月21日、9月5日	<p>注意事項</p> <p>通勤手当に係る特別料金等加算額について、高速道路等の利用回数が実際に通勤した回数の4分の3を超えていない月があったにもかかわらず、減額調整を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>通勤手当の特別料金加算額で減額調整を行っていなかった職員について、令和元年8月に返納処理を行った。</p> <p>また、高速道路利用者全職員に対して説明会を行い、制度について再認識させた。</p> <p>今後は、高速道路の利用実績確認を複数の職員でチェックする体制を整え、高速道路利用実績簿の様式に「勤務を要する日」及び「利用不可回数」の考え方を明示し、制度に基づいた適正な事務処理を行う。</p>
国東土木事務所	令和元年8月20日、 8月21日、9月5日	<p>注意事項</p> <p>道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定している</p>

		<p>が、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況</p> <p>所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。</p> <p>今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>
別府土木事務所	令和元年5月21日、5月22日、6月28日	<p>注意事項①</p> <p>通勤手当について、高速道路等を利用する経路で認定されている職員が認定に係る高速道路等の区間全部を利用していない月が3か月あるなどの実態を把握しながら、特別料金等加算額の減額調整だけを行っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>人事課給与調整班と協議のうえ、高速道路の利用実績が月の半数を超えない月から遡って通勤届の経路変更の申請を行うよう職員を指導し、支給済の通勤手当については、過払相当額を算定し、令和元年10月に返納させた。</p> <p>また、高速道路利用者全職員に対して個別に説明を行い、制度について再認識させた。</p> <p>今後は、毎月、事務担当職員が高速道路の利用実績を確認する際に通勤届の認定区間と利用実態にかい離がないかについても確認をし、実態に合わせた指導を適時適切に行う。</p> <p>注意事項②</p> <p>道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況②</p> <p>所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。</p> <p>今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を</p>

		作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。
大分土木事務所	令和元年5月23日、 5月24日、5月27日、 6月28日	<p>注意事項</p> <p>通勤手当の特別料金等加算額について、高速道路等の利用不可の判定を誤ったことから、利用回数が実際に通勤した回数の4分の3を超えていない月に係る減額調整を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>通勤手当の特別料金加算額で減額調整を行っていなかった職員について、令和元年6月に返納処理を行った。</p> <p>また、高速道路利用者全職員及び事務担当職員に説明会を行い、制度について再認識させた。</p> <p>今後は、高速道路の利用実績確認を複数の職員でチェックする体制を整え、「利用不可」の理由について精査し、制度に基づいた適正な事務処理を行う。</p>
豊後大野土木事務所	令和元年8月29日、 8月30日、9月10日	<p>注意事項</p> <p>道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況</p> <p>所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。</p> <p>今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>
日田土木事務所	令和元年5月14日、 5月15日、6月5日	<p>注意事項①</p> <p>用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>支給漏れの用地交渉手当については、令和元年11月に追給した。</p> <p>今後は、用地班で用地交渉従事者の一覧表を作成し、用地担当職員が交渉日誌の回覧時に総務事</p>

		<p>務システムの入力状況を確認する際に一覧表でのチェックも行い、当該手当の支給漏れの再発防止に努める。</p> <p>注意事項② 道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況② 所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。 今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>
宇佐土木事務所	令和元年8月22日、8月23日、9月10日	<p>注意事項 道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況 所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。 今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>
(企業局)		
企業局	令和元年6月4日から6月6日まで、6月24日	<p>注意事項① 事故により廃棄した公用車に係る自動車重量税について、還付申請手続が行われておらず、調定漏れになっていた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 令和元年6月7日付けで業者が税務署に重量税の還付申請を行い、7月29日に振り込まれた。</p>

今後は、公用車の購入仕様書に廃車車両に係る重量税の還付についても記載する。

注意事項②

県と共同で行っているダム管理業務の管理費用に係る負担金の請求について、誤って負担対象額から控除すべき金額を算入している事例が認められた。

措置状況②

災害復旧等のため地方自治法第252条の17の規定に基づき広島県へ派遣された職員（H31.2.1～H31.3.31 1名）の派遣期間に係る人件費は、受入先の広島県が負担するためアロケーションの対象から控除すべきであった。

過大に請求していた金額については、令和元年度の負担金算定において精算する。

今後は、災害に伴う職員派遣等があった場合のアロケーション対象経費について事前に十分確認を行う。

注意事項③

電柱設置のための土地使用料について、単価が改定されたにもかかわらず、改正前の金額で徴収していた事例が認められた。

措置状況③

全ての使用許可を再確認し、誤りのあった4件に関しては、還付等の処理を行った。

今後は、単価の改定や更新手続き等の管理を容易に行うことができるシステム（エクセル）を作成する。

（病院局）

病院局

令和元年6月4日から6月6日まで、6月25日

注意事項①

通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用の認定対象とならない区間を認定し手当支給していた事例が認められた。

措置状況①

誤っていた分については監査終了後、返納処理済。また今年度の各手当現況確認時に、再度全職員の手当認定の確認をした。

今後は、手当認定及び給与計算の終了後に副任職員が再度確認（繁忙期を過ぎた7月～8月）をすることで、同様の事例が起らないよう適正処

理を徹底していく。

注意事項②

資産の会計処理について、同一種の器械備品について複数の耐用年数を適用していたり法令と異なる耐用年数を適用した結果、帳簿価額に誤りが生じているなど正確性を欠く事例が認められた。

措置状況②

法令基準や企業会計事務等の習熟に務めるとともに、確認体制の強化・徹底を図り、適正な事務処理に努める。

ア 器械備品について

今後は地方公営企業法施行規則別表に従い適切な耐用年数を適用する。耐用年数の適用に当たっては、過去の同一機種の確認や機器の特性等の精査を徹底するとともに、備品台帳への登載内容等の確認体制の強化を図る。

イ 電話加入権について

取得時価額により資産計上している現評価額について、国税庁財産評価の標準価額（@1500円）に基づき再評価処理を行う。

ウ 美術品（100万円未満）について

未償却であった絵画2点（平成27年9月10日取得）について、本年度から減価償却を行う。

エ 過年度分医業外未収金について

債務者の把握を行い、正確な数値を反映する。今後も継続して、納入通知書発行簿・総勘定元帳・収入伝票等の確認の徹底に取り組む。

（教育庁）

教育財務課

令和元年7月3日、
8月5日

注意事項

ネット安全教育推進事業委託について、契約締結後に仕様書に定めた業務の一部を変更したにもかかわらず、委託料の設計変更を行っていなかった事例が認められた。

措置状況

契約内容に変更があった場合には、設計変更を必ず行うよう徹底した。

今後とも、適正な契約事務に努める。